

令和 8 年度 奈乃華輸出用資材導入支援事業補助金に係るQ&A

No.	問	答																																																								
補助要件関連																																																										
1	共同出荷組織とは？	農業協同組合を想定。ただし、3名以上の生産者のイチゴの卸売市場への販売及び代金決済をまとめて行っている組織であれば、農業協同組合以外も対象となる。																																																								
2	団体の構成員数が3名以上で、奈乃華輸出用資材の導入に取り組む生産者が3名未満の場合は申請可能か？	可能。本事業をきっかけに取組生産者が増加することを期待。																																																								
3	補助対象となるためには、補助対象資材を使用して出荷された‘奈乃華’が輸出されることが必要なのか？	補助対象資材を使用し、共同出荷組織を通じて卸売市場に出荷されていれば、実際に輸出されたか否かは問わない。																																																								
4	「輸出用」ということは、取組を行う圃場では農薬の使用に制限があるのか？	輸出の実施は補助要件ではないため、本事業の実施にあたって農薬の使用制限はない。ただし、台湾・タイ・シンガポール等への輸出に取り組む場合は、輸出国・地域の規制に応じた農薬の選択が必要となる。なお、香港への輸出については、実質的に農薬の使用制限はない。																																																								
5	補助対象となる資材として、具体的にはどのようなものがあるか？	「ゆりかーご」「ハンモックトレイ」等が想定されるが、果実どうしが接触せず、長距離輸送中の果実の損傷低減に資するトレイであれば、どのようなものでも構わない。ただし、共同出荷組織の出荷規格に留意すること。なお、果実1つずつに装着するフルーツキャップは、トレイではないので補助対象外。																																																								
6	補助対象経費について、「1取組生産者当たり、対象出荷期間における共同出荷組織を通じた卸売市場への‘奈乃華’出荷数量（通常の出荷形態を含む）の3分の1相当数量までを補助対象とする。」とは？	下表参照。「通常の出荷形態」はレギュラーバックや通常の平バックでの出荷を指す。全取組生産者の合計数量で見た場合に、対象出荷期間における共同出荷組織を通じた卸売市場への‘奈乃華’出荷数量（通常の出荷形態を含む）の3分の1相当数量を下回っている場合でも、生産者別に見て3分の1相当数量を上回っている分については補助対象外。団体としての補助額は生産者別に計算した補助額の合計値。 <table><tr><th colspan="7">出荷数量（11～2月；パック数）</th></tr><tr><th>生産者</th><th>総出荷数量</th><th>うち、共同出荷組織を通じた卸売市場への出荷数量</th><th>うち、補助対象出荷資材による出荷数量</th><th>最大補助対象数量</th><th colspan="2">補助対象数量</th></tr><tr><th></th><th>【ア】</th><th>【イ】</th><th>【ウ】</th><th>【イ×1/3】</th><th colspan="2">【ウ】 or 【イ×1/3】の小さい方</th></tr><tr><td>A</td><td>2,000</td><td>1,600</td><td>1,600</td><td>></td><td>533</td><td>533</td></tr><tr><td>B</td><td>12,000</td><td>12,000</td><td>3,000</td><td><</td><td>4,000</td><td>3,000</td></tr><tr><td>C</td><td>3,000</td><td>3,000</td><td>1,000</td><td>=</td><td>1,000</td><td>1,000</td></tr><tr><td>D</td><td>8,000</td><td>8,000</td><td>1,000</td><td><</td><td>2,666</td><td>1,000</td></tr><tr><td>合計</td><td>25,000</td><td>24,600</td><td>6,600</td><td></td><td></td><td>5,533</td></tr></table>	出荷数量（11～2月；パック数）							生産者	総出荷数量	うち、共同出荷組織を通じた卸売市場への出荷数量	うち、補助対象出荷資材による出荷数量	最大補助対象数量	補助対象数量			【ア】	【イ】	【ウ】	【イ×1/3】	【ウ】 or 【イ×1/3】の小さい方		A	2,000	1,600	1,600	>	533	533	B	12,000	12,000	3,000	<	4,000	3,000	C	3,000	3,000	1,000	=	1,000	1,000	D	8,000	8,000	1,000	<	2,666	1,000	合計	25,000	24,600	6,600			5,533
出荷数量（11～2月；パック数）																																																										
生産者	総出荷数量	うち、共同出荷組織を通じた卸売市場への出荷数量	うち、補助対象出荷資材による出荷数量	最大補助対象数量	補助対象数量																																																					
	【ア】	【イ】	【ウ】	【イ×1/3】	【ウ】 or 【イ×1/3】の小さい方																																																					
A	2,000	1,600	1,600	>	533	533																																																				
B	12,000	12,000	3,000	<	4,000	3,000																																																				
C	3,000	3,000	1,000	=	1,000	1,000																																																				
D	8,000	8,000	1,000	<	2,666	1,000																																																				
合計	25,000	24,600	6,600			5,533																																																				
7	事業実施前から保有していた資材を使用した場合は補助の対象となるか？	補助対象とはならない。補助金の交付決定後に購入し、事業実施年度の2月末日までに、実際に共同出荷組織を通じて卸売市場に出荷された数量のみが補助対象となる。																																																								
8	本事業用に購入し、2月末日までに使いきれなかった資材は補助対象となるか？	補助対象とはならない。共同出荷組織を通じて2月末日までに卸売市場に出荷された数量のみが対象となる。																																																								

9	出荷実績の確認方法は？	共同出荷組織の出荷明細、伝票等で確認する。各取組生産者の共同出荷組織を通じた卸売市場への総出荷量と、補助対象資材を使用した出荷数量（いずれもパック数）が確認できる資料を提出すること。なお、共同出荷組織が奈良県農業協同組合の場合は、奈良県農業協同組合を通じて出荷された‘奈乃華’は卸売市場に出荷されたものとみなす（まほろばキッチンへの出荷は除く）。 なお、R 8 年度は実績報告の提出〆切を令和9年3月7日としており、この日までに確認書類を合わせて提出する必要があることに注意。
10	資材の購入にあたって、見積合わせは必要か？	必要。2者以上から見積書を取得し、安価な業者から購入すること。
11	事業に応募し、事業実施主体として認定されたが、割り当てられた補助金額は希望額よりも少なかった。このような場合、交付申請時に計画を変更し、補助対象出荷資材による出荷数量を割当金額に合わせて減らしても良いか？	団体としての補助対象出荷資材による出荷数量が減少しない限りにおいて、生産者別の数量を変更することは可とする。 一方、団体としての出荷数量が減少するような計画変更は認めない。交付申請時において、補助対象出荷資材による出荷数量が事業申請書に記載の数量よりも減らされている場合は、割当金額に計画数量の減少率を乗じた金額を減額して交付額を決定する。また、実績報告時において、団体として、当初計画の数量分の資材を購入していることが確認できない場合も、同様に補助金額を減額する。
12	補助対象出荷資材による出荷数量実績が、一部の生産者では計画を上回ったが、別の生産者では計画を下回った。このような場合、生産者毎の補助金額は計画と比べて増減可能か？	団体としての交付決定額の範囲内であれば、生産者別の補助額の増減は問題ない。ただし、補助対象となるのは「1 取組生産者当たり、対象出荷期間における共同出荷組織を通じた卸売市場への‘奈乃華’出荷数量（通常の出荷形態を含む）の3分の1相当数量まで」であることに留意すること。
13	補助金の支払い、各生産者への個人口座への振り込みは可能か？	生産者ごとに個別に支払うことはできない。団体の口座に入金する。入金後、実績報告面積に応じて団体内で分配してもらうことになる。
14	補助金の概算払い（前払い）は可能か？	可能。交付要綱第3号様式にて申請すること。
15	補助金交付要綱の第9条では、完了報告書を「事業完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の末日のいずれか早い日までに」提出するよう定められているが、公募要領の「6. 補助対象となる条件」では「令和9年3月7日までに、必要書類を添えて補助金完了報告書を提出すること」となっている。実際の〆切はいつれか？	令和8年度に関しては、公募要領に記載のとおり、令和9年3月7日を提出〆切（厳守）とする。